

広島市環境影響評価条例の対象事業の規模 (令和3年10月1日～)

対象事業の種類	規模の要件の概略
1 道路の新設又は改築の事業	① 自動車専用道路・指定都市高速道路 新設又は改築(車線の増加に係る部分の長さが1km以上)
	② 林道 新設(幅員6.5m以上、かつ、長さが3km以上)又は改築(幅員6.5m以上、かつ、幅員の増加に係る部分の長さが3km以上)
	③ ①～②以外の道路 新設(4車線以上、かつ、長さが3km以上)又は改築(4車線以上、かつ、車線の増加に係る部分の長さが3km以上)
2 ダムの新築、堰の新築又は改築その他河川工事の事業	① ダム(貯水面積) 新築(貯水面積が40ha以上)
	② 堰(湛水面積) 新築(湛水面積が40ha以上)又は改築(湛水面積が20ha以上増加し、かつ、改築後の湛水面積が40ha以上)
	③ 放水路(地形改変面積) 新築(土地の形状変更面積が40ha以上)
3 鉄道又は軌道の建設又は改良の事業	建設又は施設の改良(改良に係る部分の長さが1km以上)
4 空港その他の飛行場又はその施設の設置又は変更の事業	飛行場の設置又は滑走路の新設、延長(250m以上の延長)
5 電気工作物の設置又は変更の工事の事業	① 水力発電所 設置(1.5万kw以上)又は変更(1.5万kw以上)の工事
	② 火力発電所 設置(5万kw以上)又は変更(5万kw以上)の工事
	③ 風力発電所 設置(1,500kw以上)又は変更(1,500kw以上)の工事
	④ 太陽電池発電所 設置(施行区域の面積が10ha以上)又は変更(施行区域の面積が10ha以上)の工事
6 廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の事業	① 廃棄物焼却施設 設置(8t/h以上)又は変更(8t/h以上の増加)
	② し尿処理施設 設置(100kℓ/日以上)又は変更(100kℓ/日以上の増加)
	③ 最終処分場 設置(3ha以上)又は変更(3ha以上の増加)
7 公有水面の埋立て又は干拓の事業	埋立て又は干拓の区域の面積が25ha以上(特別区域15ha以上)

8 土地区画整理事業	施行区域の面積が 40ha 以上(市街化調整区域を 20ha 以上含む場合は 20ha 以上)	
9 住宅団地の造成事業	施行区域の面積が 20ha 以上	
10 工業団地の造成事業	① 面積	施行区域の面積が 10ha 以上
	② 排出ガス量	工業団地における排出ガス量の合計が 4 万m ³ N/h 以上
	③ 排出水量	工業団地における排出水量の合計が 5,000 m ³ /日 以上
11 流通業務団地の造成事業	施行区域の面積が 10ha 以上	
12 スポーツ・レクリエーション施設等の新設又は増設の事業	① 都市公園又は第二種特定工作物	新設(形状変更区域の面積が 20ha 以上)
	② ゴルフコース	新設(形状変更区域の面積が 5ha 以上)又は増設(形状変更区域の面積が 5ha 以上)
13 下水道の終末処理場の新設又は増設の事業	終末処理場の新設又は増設(計画処理人口 10 万人以上の増加)	
14 工場又は事業場の新設又は増設の事業	① 敷地面積	形状変更区域の面積が 10ha 以上
	② 排出ガス量	工場又は事業場からの排出ガス量が 4 万m ³ N/h 以上
	③ 排出水量	工場又は事業場からの排出水量が 5,000 m ³ /日 以上
15 土石等の採取の事業	新設(20ha 以上)又は増設(20ha 以上)	
16 大規模建築物の新築の事業	建築物の高さが 100m 以上、かつ、延べ面積が 10 万m ² 以上	
17 墓地又は墓園の新設の事業	形状変更区域の面積が 20ha 以上	
18 複合用地の造成事業	施行区域の面積が 20ha 以上(工業、流通系を含む場合は 10ha 以上)	